

(公印省略)

総評行第34号
令和元年11月14日

厚生労働省 保険局長 殿

総務省 行政評価局長

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、行政相談委員から、別紙の1（行政相談委員から提出された意見）のとおり、後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収について、「後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。」旨の意見（注）が提出されました。

（注）行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱しており、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問合せなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの業務を無報酬で行っています。

また、同法第4条により、行政相談委員は、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるができる、とされています。

上記を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において検討（令和元年6月21日第114回及び同年9月18日第115回）した結果、当局としては、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者の負担を軽減する観点から、厚生労働省において、下記のとおり措置を講じる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果については、令和2年1月17日（金）までにお知らせください。

記

1 制度概要及び調査結果
別紙の2及び3参照

2 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の主な意見

本件について、後期高齢者医療制度の被保険者における保険料納付に係る負

担の軽減を図るため、厚生労働省に改善方策の検討を求める必要性について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- 現在の事務の流れ（注）を、市区町村から日本年金機構に75歳到達者の年金情報を照会する流れにすることにより、事務の早期化を図る余地があるように感じる。（第114回）

（注）日本年金機構から経由機関を通じて市区町村に年金情報を提供し、市区町村において提供を受けた年金情報などを踏まえ特別徴収の対象を特定し、市区町村が経由機関を通じて日本年金機構に特別徴収の対象者を通知する流れ

- 現在、普通徴収期間が生じることに起因する国民の負担や、このことにより国民から寄せられる相談に市区町村職員が対応しなければならないこともコストと考えると、何らかの対応策がとられないものかと思う。（第114回）
- 本件については、介護保険など、他制度にも波及する問題である。現実的に何ができて何ができないか、中立的な立場で慎重に検討することが必要であると考えられ、丁寧な調査、議論を行っていくことが必要ではないかと思う。

同じ普通徴収であっても、より簡便な納付方法がとれないかといった視点からも、検討してもらいたい。（第114回）

- 地域によっては、高齢者が郵便局や銀行に出向きづらいという状況もあると思われる。被保険者にとって負担なく口座振替を申し込むことができ、それが市区町村にとっても負担が大きくなり、また実際に実施されている市区町村もある方策があるのであれば、厚生労働省において、その方策を広めるという方向に改善が図られるとよい。（第115回）
- 被保険者にとっては、保険料の口座振替の申込書が届いても、なぜこの時期に改めて口座振替の申込みが必要なのか分からないことも想定されるため、被保険者に分かりやすく説明し、被保険者に誤解を与えないように対応することが必要と考えられる。

高齢者の立場で考えると、お金や口座といったことに関係する話は身構えてしまうと思われる。このことに配慮しながら、口座振替を利用しやすいように対応していくことができれば、被保険者にとって改善になると考えられる。（第115回）

- 市区町村が、「被保険者が口座振替の申込書を市区町村に送付し、市区町村は送付を受けた口座振替の申込書を各金融機関に転送する」という取扱いを実施した場合、新たに予算措置を必要とするような費用負担は生じないとしても、現在の取扱いよりも「口座振替の申込書を各金融機関に転送する」という事務は増える。

地方分権の視点で考えると、厚生労働省にあっせんする際には、市区町村に、このような取扱いを「周知」するよう求めることとし、取扱いを採用するかどうかは市区町村が判断できる形にしておくことがよいのではないか。（第115回）

(2) 当局の意見

厚生労働省は、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者の負担を軽減する観点から、地方公共団体に対し、以下の取扱いが可能と周知するための通知を発出することについて検討すること。

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、当該者が75歳に到達する前に、口座振替による保険料の納付を希望する場合には申込書の提出が必要であることを分かりやすく説明する資料と合わせて、口座振替の申込書を送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届けること。

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収 —制度概要及び調査結果等—

1 行政相談委員から提出された意見

住民から、「75歳になり、国民健康保険の被保険者から、後期高齢者医療制度の被保険者となったところ、市役所から保険料の督促状が届いた。これまで、国民健康保険の保険料は年金から徴収されていたのに、なぜ保険料の督促状が届くのか疑問に思い市役所に確認したところ、後期高齢者医療制度の被保険者となった後しばらくの間は、年金から保険料が徴収されないため、金融機関の窓口に出向いて、納付書で支払うか、口座振替の手続きをして支払ってくださいと言われた。保険料を納めるために金融機関まで出向くことは大変なので、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も、途切れることなく年金から保険料を徴収してほしい。」との相談を受けた。

現在の制度では、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者になると、加入する医療保険制度が変わるため、後期高齢者医療制度の被保険者となった後おおむね6か月は保険料を特別徴収（年金からの徴収）されず、普通徴収（口座振替、納付書による徴収）となることから、納付書により保険料を納めるか、口座振替の手続きをとらなければならない。

後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。

2 制度概要

(1) 医療保険制度の体系

医療保険制度には、表1のとおり、年齢や職域等に応じ、健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度がある。

表1 医療保険制度の体系

制度	被保険者	保険者
健康保険	健康保険の適用事業所で働く従業員 (民間会社の勤労者)	全国健康保険協会、 健康保険組合
船員保険	船員として船舶所有者に使用される者	全国健康保険協会
共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員	各種共済組合
国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組合等に加入している勤 労者以外の者	市区町村
後期高齢者 医療制度	① 75歳以上の者 ② 65歳から74歳までで一定の障害の状態(※)に あることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を 受けた者 (日本国内に住所を有するなど一定の要件を満たす 場合に限る。) ※ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19 年政令第318号。以下「高確法施行令」という。) 別表に定める障害を有する者	後期高齢者医療 広域連合

(注) 全国健康保険協会のホームページ掲載情報に基づき当局が整理した。

(2) 後期高齢者医療制度の被保険者の資格取得

平成 18 年 6 月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）により、20 年 4 月 1 日から、従来の「老人保健法」（昭和 57 年法律第 80 号）について、題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）に改称されるとともに、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的として、新たに①75 歳以上の者、②65 歳から 74 歳までの者で一定の障害の状態にある者を対象（高確法第 50 条第 1 号及び同条第 2 号）とする後期高齢者医療制度が設けられた。

高確法では、上記①及び②に該当するに至った者は、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得するとされている（高確法第 52 条第 1 号及び同条第 3 号）。

(3) 後期高齢者医療制度の保険料の徴収

後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務は、表 2 のとおり、国民健康保険と同様に市区町村が行っており、徴収した保険料は、保険者である後期高齢者医療広域連合に納付することとされている。

ただし、国民健康保険では、世帯主のみが保険料を支払うのに対し、後期高齢者医療制度では各被保険者が保険料を支払うこととされている。

表 2 保険料の徴収に係る後期高齢者医療制度と国民健康保険の比較

区分	保険料の徴収事務の実施者	保険料の納付義務者
後期高齢者医療制度	市区町村 (高確法第 104 条第 1 項) → 徴収した保険料は後期高齢者医療広域連合に納付 (高確法第 105 条)	被保険者 ただし、世帯主や被保険者の配偶者も、連帯して保険料の納付義務を負う。 (高確法第 108 条第 1 項～同条第 3 項)
国民健康保険	市区町村 (国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 76 条第 1 項)	被保険者の属する世帯の世帯主 (国民健康保険法第 76 条第 1 項)

(注) 関係規定に基づき当局が整理した。

また、後期高齢者医療制度の保険料の徴収は、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない(高確法第 107 条第 1 項)とされている。このうち、特別徴収に係る取扱いは、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定を準用する(高確法第 110 条)とされており、具体的には、表 3 のとおり、原則として特別徴収であるが、年金受給額が年額 18 万円未満の者などは、例外的に普通徴収によるとされている。

なお、国民健康保険においても、後期高齢者医療制度と同様に、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない(国民健康保険法第 76 条の 3)とされているが、国民健康保険における特別徴収は、世帯内の被保険者全員が 65 歳から 74 歳までの世帯のみを対象が限定されている。

さらに、国民健康保険における保険料の特別徴収に係る取扱いは、後期高齢者医療制度と同様に介護保険法の規定を準用する(国民健康保険法第 76 条の 4)とされている。

表3 後期高齢者医療制度の保険料の徴収方法の区分

保険料の徴収方法	左記徴収方法により保険料を徴収する対象
特別徴収	普通徴収の対象者以外の被保険者（準用介護保険法（高確法第110条において準用する介護保険法をいう。以下同じ）第135条）
普通徴収	① 被保険者のうち、年金受給額の年額が18万円未満の被保険者（準用介護保険法第134条及び高確法施行令第22条）。 ② 介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える被保険者（準用介護保険法第135条及び高確法施行令第23条第1号） ③ 市区町村に口座振替による保険料納付を申し出た者（準用介護保険法第135条及び高確法施行令第23条第3号）。 ただし、保険料の未納がないなど、口座振替によっても保険料の円滑な徴収が可能と市区町村が認める場合に限る。

(注) 関係規定に基づき当局が整理した。

3 調査結果

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の内容

後期高齢者医療制度における特別徴収の実施方法については、上記2(3)「後期高齢者医療制度の保険料の徴収」に記述したとおり、介護保険法の規定を準用している。

また、厚生労働省は、平成20年4月から、市区町村や日本年金機構などの関係機関が特別徴収事務を実施するに当たり、介護保険法等の関係法令に基づき行う事務を整理した「介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の特別徴収関係資料」を作成し、公表している。

準用介護保険法の規定及び上記資料によると、後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の流れは、表4及び表5のとおりであり、手続におおむね6か月を要している。

これらの理由として、厚生労働省は、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者については、加入する医療保険制度が変わることで、保険の財政運営主体である保険者が後期高齢者医療広域連合に変わる事等から、その時点の世帯構成などを踏まえ、後期高齢者医療広域連合において当該被保険者の保険料額を賦課決定し、市区町村において特別徴収の要件を満たすか等を確認した上で、特別徴収の事務手続を改めて実施する必要があるためとしている。

具体的には、以下の事務を順を追って実施する必要があるためであるとしている。

- 被保険者の生活の基礎である年金から保険料を徴収する「特別徴収」については、被保険者の生活保障に配慮し、過大な徴収をしないよう被保険者が一定の要件（年金受給額の年額が18万円以上、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が特別徴収の対象となる年金受給額の1/2を超えない等）を満たす必要がある。これら要件の該当の有無を確認するため、日本年金機構から高齢者一人ひとりの年金情報等を公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に送付し、それを都道府県単位に分割して各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）

に送付した後、国保連合会において市区町村単位で分割し、各市区町村（介護保険担当部局）に高齢者一人ひとりの年金情報等を送付する。

- 市区町村（介護保険担当部局）において、75歳到達者の年金情報等について後期高齢者医療担当部局に送付し、当該者について後期高齢者医療広域連合により賦課決定された保険料額を確認する。
- 市区町村（後期高齢者医療担当部局）において、当該保険料額を基に、当該被保険者について特別徴収を適用した場合に徴収することとなる毎回の保険料額を算出した上で、国保連合会から送付されてきた年金情報等と合わせて確認することで、当該被保険者が特別徴収の対象となり得るかを判断する。

また、市区町村（介護保険担当部局）においては、被保険者の保険料等の情報を集約した上で国保連合会に通知する。

- 各都道府県の国保連合会においては、市区町村から送付されてきたデータ等について内容の妥当性等をチェックした上で、国保中央会に送付し、それらの情報を国保中央会が取りまとめた上で、日本年金機構に対して報告する。
- その上で、市区町村等や日本年金機構においては、特別徴収の実施前までに、各被保険者に対して、年金から徴収する保険料額等を被保険者に対して通知する。

表4 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の内容

No.	事務の実施機関	事務の内容	根拠法令
1	日本年金機構・共済組合（以下「日本年金機構等」という。）	当該年度の4月1日、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日及び2月1日を基準日として、年金受給額の年額が18万円以上の者のうち、65歳以上の者の情報（※）を抽出し、特別徴収の対象となり得る年金の優先順位を判定した上で、日本年金機構等から国保中央会に当該年金に係る情報を通知 ※ 氏名、住所、性別、生年月日、支給している年金の種別、年金支給額及び年金支給者	○ 準用介護保険法第134条第1項～同条第9項 ○ 準用介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第41条の2 ○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確法施行規則」という。）第91条及び第93条
2	国保中央会	日本年金機構等から送付を受けた情報を、都道府県別に振り分け、各都道府県の国保連合会に通知 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保中央会を経由することのみ。	○ 準用介護保険法第134条第7項 ○ 準用介護保険法施行令第41条の2
3	国保連合会	国保中央会から送付を受けた情報を、市区町村別に振り分け、各市区町村に通知 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保連合会を経由することのみ。	○ 準用介護保険法第134条第7項 ○ 準用介護保険法施行令第41条の2
4	市区町村（介護保険担当部局）	国保連合会から送付を受けた情報のうち75歳以上の者（※）の情報を後期高齢者医療制度担当部局へ送付 ※ 65歳から74歳までで一定の障害の状態にあるという認定を後期高齢者医療広域連合から受けた者を含む。	

5	市区町村 (後期高齢者医療担 当 部 局)	介護保険担当部局から送付を受けた情報を基に、その時点の後期高齢者医療制度の被保険者情報と照合し、特別徴収の対象となり得る被保険者を確認	
6	後期高齢者医療広域連合	被保険者ごとに世帯構成、前年所得等を把握した上で保険料額を賦課決定	○高確法第 104 条
7	市区町村 (後期高齢者医療担 当 部 局)	後期高齢者医療広域連合が賦課決定した保険料額に基づき特別徴収で徴収される毎回の保険料額を算出した後、介護保険及び後期高齢者医療制度の保険料の合算額が特別徴収の対象となる年金受給額の 1/2 を超えないかを確認し、特別徴収の対象となるか否かを判断	○準用介護保険法第 136 条 ○高確法施行規則第 99 条
8	市区町村 (介護保険担 当 部 局)	被保険者の保険料等の情報(※)を集約した上で、国保連合会へ通知 ※ 氏名、住所、性別、生年月日、特別徴収する年金の名称、特別徴収する保険料額及び特別徴収義務者	
9	国保連合会	市区町村が提出した情報の統合及びデータ内容の妥当性チェックを行い、国保中央会に提出 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保連合会を経由することのみ。	○準用介護保険法第 138 条第 4 項
10	国保中央会	国保連合会から提出を受けた情報を統合し、日本年金機構に提出 ※ 法令に規定されている内容は、通知において国保中央会を経由することのみ。	○準用介護保険法第 138 条第 4 項
11	日本年金機構	国保中央会から提出を受けた情報に基づき、特別徴収事務に使用する原簿を作成	
12	日本年金機構	市区町村に、特別徴収の対象となる被保険者等を通知	
13	日本年金機構	年金定期支払月(2か月に1回)に特別徴収を実施	○準用介護保険法第 137 条
14	日本年金機構	年金定期支払月の翌月 10 日までに、徴収した保険料を市区町村へ納入	○準用介護保険法第 137 条
15	市区町村	日本年金機構から保険料受領	

(注) 関係法令及び「介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)の特別徴収関係資料」に基づき当局が整理した。

表5 特別徴収の開始に必要な事務の内容及び事務処理に要する期間（フローチャート）

被保険者となつてからの期間	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目					
<p>日本年金機構等 (日本年金機構等)</p>	<p>① 当該年度の4月1日、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日及び02月1日を基準日として、年金受給額の年額が18万円以上の者のうち、65歳以上の者の情報を抽出し、特別徴収の対象となり得る年金の優先順位を判定した上で、日本年金機構等から国保中央会に当該年金に係る情報を通知</p>	<p>② 日本年金機構等から送付を受けた情報を、都道府県別に振り分け、各都道府県の国保連合会に通知 (作業期間は3日程度)</p> <p>③ 国保中央会から送付を受けた情報を、市区町村別に振り分け、各市区町村に通知 (作業期間は2日程度)</p>	<p>④ 国保連合会から送付を受けた情報のうち75歳以上の者(※)の情報を後期高齢者医療制度担当部局へ送付 ※ 65歳から74歳までで一定の障害の状態にあるという認定を後期高齢者医療広域連合から受けた方を旨む。</p>	<p>⑤ 介護保険担当部局から送付を受けた75歳以上の者の情報を基に、その時点の後期高齢者医療制度の被保険者情報と照合し、特別徴収の対象となり得る被保険者を確認</p>	<p>⑥ 被保険者ごとに世帯構成、前年所得等を把握した上で保険料額を賦課決定</p>	<p>⑦ 後期高齢者医療広域連合が賦課決定した保険料額に基づき特別徴収で徴収される毎回の保険料額を算出した後、介護保険及び後期高齢者医療制度の保険料の合算額が特別徴収の対象となる年金受給額の1/2を超えないかを確認し、特別徴収の対象となるか否かを判断</p>	<p>⑧ 被保険者の保険料等の情報を集約した上で、国保連合会へ通知</p>	<p>⑨ 市区町村が提出した情報の統合及びフォーマット内容の妥当性をチェックを行い、国保中央会に提出 (作業期間は7日程度)</p>	<p>⑩ 国保連合会から提出を受けた情報を統合し、日本年金機構に提出</p>	<p>⑪ 提出を受けた情報に基づき、特別徴収事務に使用する原簿を作成 ⑫ 市区町村に、特別徴収の対象となる被保険者等を知照</p> <p>⑬ 年金定期支払月(2か月に1回)に特別徴収を実施</p>	<p>⑭ 年金定期支払月の翌月10日までに、徴収した保険料を市区町村へ納入</p>	<p>⑮ 保険料受領</p>
<p>(経由機関)</p> <p>(国保中央会)</p>												
<p>(経由機関)</p> <p>(各都道府県国保連合会)</p>												
<p>(介護保険担当部局)</p> <p>(市区町村)</p>												
<p>(後期高齢者医療担当部局)</p> <p>(市区町村)</p>												
<p>後期高齢者医療広域連合</p>												

(注) 関係法令及び「介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)の特別徴収関係資料」に基づき当局が整理した。

(2) 後期高齢者医療制度の保険料の徴収方法の案内状況

後期高齢者医療制度の保険料徴収において、3(1)「後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得する者の特別徴収の実施に関連する事務の内容」に整理したとおり、被保険者資格取得から特別徴収の開始までにはおおむね6か月を要している。

このことから、後期高齢者医療制度においては、新たに被保険者となった後特別徴収が開始されるまでの間は、普通徴収により保険料を徴収されており、当局が調査した2地方公共団体(A市及びB区)においても、表6及び表7のとおり、いずれも、被保険者証の送付時に同封する資料において、加入後は普通徴収により保険料を徴収すると案内している。

表6 地方公共団体(A市)における広報例

○「後期高齢者医療被保険者証の送付について」(抜粋)

後期高齢者医療保険料のご案内

後期高齢者医療保険料額については、誕生月の翌月以降(4月～6月生まれのかたは7月若しくは8月)にお送りする「保険料額決定通知書」でお知らせいたします。お知らせと一緒に納付書を同封いたしますので、お支払いをお願いいたします。(普通徴収といいます)

※資格を取得した月(75歳の誕生月)から3月までの月数分が計算されます。

※条件が整い次第、年金天引き(特別徴収といいます)によるお支払いに切り替わります。(年金天引きは、開始にあたり条件があります。判定後、条件を満たさない場合は普通徴収のままになります。)

○「後期高齢者医療保険料のご案内」(抜粋)

☆よくあるご質問

Q1: 後期高齢者医療保険の保険料は、年金からの天引きではないのですか?

回答: 原則は、「年金天引き(特別徴収)」です。

ただし、年金受給額や後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計、年度途中の加入等のさまざまな条件により、「年金天引き(特別徴収)」ではなく「口座振替・納付書払い(普通徴収)」となる場合があります。

(注) 1 当局の調査結果による。
2 下線は当局が付した。

表7 地方公共団体（B区）における広報例

○「75歳になられる方へ 後期高齢者医療保険のお知らせ」（抜粋）

4. 後期高齢者保険料のお支払い方法について

- 後期高齢者医療制度は保険料を年金からの天引きが原則の保険制度ですが、条件に当てはまらない場合は年金から天引きができません。
その場合には普通徴収（納付書、もしくは口座振替）でのお支払いになります。
- 公的年金(老齢基礎年金等)の1回あたりの受給額に対して、介護保険料との合計額が1/2を超える場合は年金天引きが出来ません。
介護保険料の引かれていない年金（厚生年金等）からは天引き出来ません。
そのほか、年金天引きできない条件については、同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」をご覧ください。
- 年金天引きできる条件に当てはまるかどうかは毎年判定を行いますので、来年度以降に納付方法が変更になる場合があります。

75歳を迎えた加入初年度は、年金からの天引きの準備が間に合わないため、普通徴収（納付書、もしくは口座振替）でのお支払いとなります。
口座振替のお手続きにつきましては、3ページ目をご覧ください。



(注) 1 当局の調査結果による。
2 下線は当局が付した。

(3) 総務省における同様の相談の受付状況

平成28年度から30年度までの間に、管区行政評価局等において、表8のとおり、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者が、普通徴収により保険料を納めることが必要な期間が生じることに関連する相談を3件受け付けている。

これら3件の中には、左目の悪い相談者が、納入通知書により保険料を納めることについて、外出の必要が生じ負担としている相談（1件）がある。

表8 総務省において受け付けた、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者が、普通徴収により保険料を納めることが必要な期間が生じることに関連する相談の概要（平成28年度から30年度まで）

○ 75歳になり国民健康保険から後期高齢者医療制度に切り替わったが切替え後7～8か月間は年金からの徴収ができないので納付書で納めるように市役所から言われた。不便なので、引き続き保険料を年金から徴収してほしい。
○ 今年1月から後期高齢者医療制度の被保険者となったが、6月まで保険料を年金から徴収できないと市役所から言われた。この理由を知りたい。
○ 私は、最近75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者となったところ、市役所から後期高齢者医療制度の保険料納入通知書が送られてきた。 <u>左目の悪い私にとって、納入通知書により保険料を納めることは、外出の必要が生じ負担である。</u>

(注) 下線は当局が付した。

(4) 関係機関の調査結果

ア 地方公共団体における取扱状況及び意見

当局が、地方公共団体から、後期高齢者医療制度における被保険者資格の取得及び保険料徴収に係る取扱いを調査した結果は以下のとおりである。

(7) 後期高齢者医療制度の資格取得に係る事務の実施状況

2 地方公共団体（A 市及び B 区）の取扱いを調査したところ、以下の状況がみられた。

- A 市及び B 区ともに、地方公共団体と後期高齢者医療広域連合との間において、75 歳到達前から被保険者の氏名、性別、住所及び生年月日を共有しているが、所得情報は 75 歳到達後に共有している。
- A 市及び B 区ともに、75 歳到達前に市（区）が被保険者に被保険者証を送付する際に、保険料の口座振替の申込書を同封し、口座振替による保険料納付を勧奨している。
- 被保険者が保険料の口座振替を申し込む場合は、A 市においては金融機関窓口又は市役所窓口に出向いて、B 区においては金融機関窓口に出向いて申込書を提出することとしている（表 10 及び表 11 参照）。
- A 市及び B 区ともに、被保険者から口座振替の依頼がなされた後、口座振替の開始までには 1 か月以上の期間（A 市は 2 か月前後、B 区は 1 か月から 1 か月半程度の期間）を要する（表 10 及び表 11 参照）。

なお、2 地方公共団体の具体的な事務の実施状況は、表 9 から表 11 のとおりであった。

表 9 2 地方公共団体（A 市及び B 区）における後期高齢者医療制度の資格取得に係る事務の実施状況

地方公共団体名	事務の実施状況
A 市	<ul style="list-style-type: none">○ 被保険者資格取得手続のため、市は、市民が 74 歳到達時に、その氏名、性別、住所及び生年月日を後期高齢者医療広域連合に送付○ 保険料算出の根拠となる所得情報は、75 歳に到達し被保険者資格を取得後に、後期高齢者医療広域連合に送付○ 被保険者証送付時（75 歳到達日の 1～2 週間前）に、「後期高齢者医療保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を同封し、口座振替による納付を勧奨○ 保険料の口座振替の申込みは、「後期高齢者医療保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、金融機関窓口又は市役所窓口に出向いて申し込む取扱いとしている。○ 被保険者から口座振替の申込みがなされた後、口座振替が開始されるまでには、おおむね 2 か月前後の期間を要する。（表 10 参照）
B 区	<ul style="list-style-type: none">○ 65 歳以上の全ての区民の氏名、性別、住所及び生年月日を後期高齢者医療広域連合に送付○ 保険料算出の根拠となる所得情報は、75 歳に到達し被保険者資格を取得後に、後期高齢者医療広域連合に送付○ 被保険者証送付時（75 歳に達する前月中）に、「後期高齢者医療保

	<p>険料口座振替（自動払込）依頼書」を同封し、口座振替の利用を勧奨</p> <p>○ 保険料の口座振替の申込みは、「後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）依頼書」により、金融機関窓口に出向いて申し込む取扱いとしている。</p> <p>○ 被保険者から口座振替の申込みがなされた後、口座振替が開始されるまでには、おおむね1か月から1か月半程度の期間を要する。（表11参照）</p>
--	---

(注) 当局の調査結果による。

表10 地方公共団体(A市)における、保険料の口座振替に関する広報例

○「口座登録のご案内」(抜粋)

口座登録のご案内

後期高齢者医療保険料は、原則「年金からの引き落とし(特別徴収)」ですが、ご加入時期や年金の受給状況によって、「口座振替または納付書による納付(普通徴収)」となります。

口座振替を希望される場合は、裏面の記入例を参考に同封の口座振替依頼書をご記入・押印のうえ、お取引先の金融機関窓口、または〇〇市役所1階3番窓口へご提出をお願いします。

○「後期高齢者医療被保険者証の送付について」(抜粋)

普通徴収の期間、口座振替を利用する場合

納付書払い(普通徴収)の期間、保険料の納め忘れをしないために「口座振替」による納付を希望される場合は、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、取引されている金融機関・ゆうちょ銀行の窓口でお申し込みください。

※国民健康保険税の口座振替をご利用中の場合でも、後期高齢者医療保険料を口座振替する場合には、新たに手続きが必要となります。

※開始月については、ご依頼から手続きに1か月～1か月半ほど要するため、依頼書提出日の翌月以降の納期をご希望ください。開始月が決定しましたら、「口座振替開始通知書」を郵送しお知らせいたします。

○「後期高齢者医療保険料のご案内」(抜粋)

Q3: 国民健康保険の時は、口座振替で保険税の支払いをしていました。後期高齢者医療に切り替わりましたが、口座振替は継続されるのですか？

回答:継続されません。

口座振替を希望される場合には、改めて金融機関にて口座振替の手続きをお願いいたします。なお、口座振替の開始には、申請から1か月程度かかりますのでご了承ください。

また、開始時期については、手続き完了後に送付される『後期高齢者医療保険料口座振替開始通知』にてご確認ください。

(注) 1 当局の調査結果による。
2 下線は当局が付した。

表 11 地方公共団体（B区）における、保険料の口座振替に関する広報例

○「75歳になられる方へ 後期高齢者医療保険のお知らせ」（抜粋）

5. 同封されている「口座振替(自動払込)依頼書」について

保険料を年金からの天引きができない場合は納付書でのお支払いになりますが、
口座振替による納付に変更ができます。

納め忘れの心配がなく、納めにいく手間もかからず便利です。口座振替の
お手続きをおすすめしております。

●お手続き方法

同封の「口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項をご記入・押印して引落しを希望する金融
機関へご提出ください。

●口座振替の開始時期

口座振替が開始されるまでに2ヶ月前後かかります。

口座振替を開始する月に「口座振替登録完了のお知らせ」をお送りします。

口座振替開始月が記載されていますので、振替開始月の前月までは納付書でお支払いください。

●来年度以降のお支払い方法について

今回、口座振替のお手続きをされた方でも、来年度以降に年金天引き（特別徴収）できる条件
に当てはまった場合は口座振替を中止し、年金天引き（特別徴収）を開始いたします。

○「国民健康保険料を口座振替でお支払いだった方へ」（抜粋）

国民健康保険料を口座振替でお支払いだった方へ

75歳になられる前まで国民健康保険料が口座振替だった方でも、後期高齢
者医療保険料へは口座情報は引き継ぎませんので、改めて口座振替のお手続きが
必要となります。

ご希望の方は同封の「口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項をご記入・
押印をして、口座のある金融機関の窓口へご提出ください。

詳しくは「75歳になられる方へ 後期高齢者医療保険のお知らせ」をご覧ください。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 下線は当局が付した。

なお、口座振替については、平成 31 年 3 月 14 日に一般社団法人全国銀行協会が取りまとめた「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」において、表 12 のとおり、口座振替の登録に時間が掛かることを課題としている。

表 12 税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート（抜粋）

<p>第 I 章 税・公金の現状と課題</p> <p>3. 金融機関の実態</p> <p>(3) 残存する主な課題</p> <p>前述のとおり、これまで各金融機関において、それぞれの実情も踏まえつつ、税・公金収納の効率化等に向けた様々な取り組みが行われてきたが、それでもなお残存する課題がある。以下はその主な例である。</p> <p>○ 専用の依頼書がないと口座振替の申込手続きができない、<u>口座振替の登録に時間がかかる</u></p> <p>一般的に、口座振替の申し込みにあたっては、収納機関ごとに専用の依頼書による申し込みが必要である。しかしながら、金融機関の窓口等に全種類の依頼書を準備することは困難であり、せっかく口座振替の申し込みの案内をしても、該当する依頼書がないために、その場で手続きできないケースもある。</p> <p>また、紙の依頼書に捺印する必要があるケースが多いことから、<u>金融機関における内容の確認や印鑑照合、形式不備があった場合の対応などに時間を要し、登録に時間がかかる。</u></p> <p><u>これらの点が口座振替の推進の阻害要因の 1 つになっていると考えられる。</u></p> <p>(以下略)</p>

- (注) 1 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(平成 31 年 3 月 14 日・一般社団法人全国銀行協会)による。
 2 下線は当局が付した。

(イ) 行政相談委員からの意見を踏まえた改善方策案について

今回、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者の負担軽減を求める行政相談委員からの意見の趣旨及び行政苦情救済推進会議の議論を踏まえ、表 13 のとおり普通徴収の場合の納付手続の簡便化を含む考えられる三つの改善方策案の実現可能性を検討した。

表 13 行政相談委員からの意見を踏まえた改善方策案

No.	改善方策案	左記改善方策案が講じられた場合の効果
1	特別徴収の開始時期を早期化	被保険者となった直後から特別徴収により保険料を徴収されるようになり、被保険者の負担が軽減される。
2	市区町村において、「被保険者が 75 歳に到達する前に、被保険者に保険料の口座振替に係る申込書を郵送するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける」取扱いを実施	75 歳に到達直後から口座振替により保険料が納付できるようになる。 また郵送で口座振替の申込書が提出できるため、申込みのため市区町村役場や金融機関の窓口に出向く必要が無くなり、口座振替の申込手続の負担が軽減する。
3	市区町村の国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度の担当部局間で口座情報を共有することにより、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、被保険者が新たな手続なく速やかに口座振替を開始できるようにする。	国民健康保険を特別徴収及び普通徴収（口座振替）されている者は、保険料を納付書により納付しなければならない期間（1～2 か月程度）も口座振替により保険料が納付できるようになる。 また、新たな手続なく口座振替を開始することにより、口座振替の申込手続の負担が無くなる。

(注) 行政苦情救済推進会議の議論を踏まえ、当局が整理した。

上記の改善方策案に関して、地方公共団体から意見等を聴取した結果は、以下の①から③のとおりである。

① 特別徴収の開始時期を早期化する方法について

2 地方公共団体（A 市及び B 区）からは、以下のとおり、実現は困難との意見が聴かれた。

- 特別徴収の事務処理に要する期間の短縮を実現するには、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」（以下「システム」という。）の改修が必要であるが、その費用を市区町村が負担することは財政上困難であり、国（厚生労働省）も費用の捻出は困難ではないか（A 市）。
- 特別徴収の事務処理に使用するシステム改修が困難であることや、被保険者が特別徴収の対象か否かを被保険者となる前に判断できないため、被保険者となった直後から、特別徴収により保険料を徴収することは難しい（B 区）。

また、2 後期高齢者医療広域連合からも意見を聴取したが、表 14 のとおり、いずれからも実現は困難との意見が聴かれた。

表 14 調査した後期高齢者医療広域連合における、特別徴収の開始時期の早期化に関する意見

広域連合名	意見
C 広域連合	<p>被保険者となった直後から特別徴収を開始するためには、被保険者となる前から保険料計算を行っておく必要があるが、<u>システムでは、被保険者ではない者について保険料の計算を行うことはできない。</u></p> <p><u>このため、被保険者となった直後から特別徴収を開始することについては、システムの改修が必要な事項と考えられ、また、改修には多額の予算が必要となるのではないか。</u></p>
D 広域連合	<p>被保険者となった直後から特別徴収を開始するためには、<u>現行の保険料計算のスケジュールを 6 か月前倒しし、資格取得前から特別徴収の開始に必要な事務を行わなければならない。</u></p> <p>仮に、<u>このような取扱いとする場合、システムの改修が必要となり、予算措置が必要となることが想定される。</u></p> <p>また、<u>被保険者となる前から保険料を前倒して計算していた対象者が、被保険者となる前に死亡した場合において、市区町村から年金保険者（日本年金機構等）に対し、対象者の死亡による特別徴収の中止の連絡が間に合わず、保険料を徴収してしまうという事例が発生することが懸念される。</u></p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 下線は当局が付した。

② 市区町村において、「被保険者が 75 歳に到達する前に、被保険者に保険料の口座振替に係る申込書を郵送するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける」取扱いを実施する方法について

一部の市区町村では、被保険者が 75 歳に到達する前に保険料の口座振

替申込書を送付するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける取扱い（※）がなされている。

※ 同取扱いを実施している地方公共団体（E市）に、取扱いの詳細について聴取した結果は、以下のとおりである。

＝E市における、保険料の口座振替に係る申込みに関する取扱い＝

- 平成24年度から口座振替の申込みを郵送で受け付けている。
具体的には、①被保険者に対し、75歳に到達する1か月前に被保険者証を送付する際に、保険料の口座振替申込書を同封し送付する、②市役所が被保険者から郵送により申込書を受け付ける、③申込書を受け付けた市役所が、振替口座を保有する金融機関に申込書を転送することにより、被保険者が申込書を郵送により提出することを可能としている。
- 郵送による口座振替の申込みからおおむね1か月半程度の期間があれば、口座振替の開始が可能であり、被保険者が、保険料の口座振替申込書を受領した後速やかに当該申込書に必要事項の記入等を行い市役所に返送（郵送）すれば、初回の保険料徴収から口座振替によることが可能となっている。

（注）当局の調査結果による。

同取扱いについて、E市は、「多くの被保険者に口座振替を利用してもらえるようになり、保険料収納率の一層の向上につながる」としている。

また、2地方公共団体（A市及びB区）は、同取扱いについて、いずれも、実施は可能と考えられると意見を述べている。

なお、B区からは、人口が多いとして、同取扱いにより増加する事務負担に対応が可能か懸念されるとの意見も聴かれた。

③ 市区町村の国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度の担当部局間で口座情報を共有することにより、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、被保険者が新たな手続なく速やかに口座振替を開始できるようにする方策について

2地方公共団体（A市及びB区）から意見を聴取したところ、以下のとおり、「当市（区）においては、被保険者の同意があれば、個人情報保護上の問題はない」としながらも、「保険者等の同意取得や金融機関への手続を行う必要が生じ、これら事務の負担に対応が可能か懸念される」、「金融機関に対し、国民健康保険料の口座振替停止及び後期高齢者医療保険料の口座振替開始の依頼を速やかに行うことができる環境の整備が必要」といった意見が聴かれた。

＝国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度の担当部局間での口座情報の共有についての地方公共団体の意見＝

- 本人の同意があれば、個人情報を目的外利用することは可能であることを踏まえると、国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度担当部局間で、保険料の振替元の口座情報を共有（情報連携）することについては、被保険者の同意があれば、個人情報保護上の問題はない（注2）と考えられる。（A市及びB区）
- 市（区）において、保険者等の同意取得や金融機関への手続を行う必要が生じ、これら事務の負担に対応が可能か懸念される。（A市及びB区）
- 国民健康保険料の口座振替と後期高齢者医療保険料の口座振替を切れ間なくつなげるには、金融機関に対し、国民健康保険料の口座振替停止及び後期高齢者医療保険料の口座振替開始の依頼を速やかに行うことができる環境の整備が必要ではないか。（B区）

（注）1 当局の調査結果による。

- 2 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）を所管する総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室に対して、同法の取扱いについて確認したところ、同室は、「国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料の徴収は地方公共団体の事務である。このため、これらの保険料の徴収事務のために口座情報を共有する方策は、地方公共団体が定める個人情報保護条例に基づき、それぞれの地方公共団体が判断する事項である。」と説明している。

イ 厚生労働省の見解

上記表13に整理した改善方策案について、厚生労働省に見解等を聴取した結果は、以下の①から③のとおりである。

① 特別徴収の開始時期を早期化する方策について

現行の後期高齢者医療制度において、特別徴収を開始するには、制度加入後、日本年金機構及び市区町村等における事務手続により6か月程度要するところ、この6か月程度という期間を短縮するには、日本年金機構、共済組合、国保中央会、国保連合会、市区町村、後期高齢者医療広域連合等において、大幅な人員増を実施することや大規模なシステム改修を行うこと等が必要であり、一定程度の予算を要すると見込まれ、費用対効果の点から慎重な検討が必要である。

また、マイナンバーの情報連携を活用することにより、特別徴収の開始時期を早期化の実現が可能かという点についても、市区町村から日本年金機構に75歳到達者の年金情報を照会する流れとする場合には、市区町村が照会することによる市区町村側の負荷の増加や市区町村及び年金機構等のシステム改修、業務体制の見直し等が必要であり、一定程度の予算を要することも見込まれ、費用対効果の点から慎重な検討が必要である。

② 市区町村において、「被保険者が75歳に到達する前に、被保険者に保険料の口座振替に係る申込書を郵送するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける」取扱いを実施する方策について

普通徴収（口座振替、納付書による徴収）に係る事務の効率化・簡便化については、既に各市区町村において、地域の実情に応じて、被保険者の利便性の向上、徴収率の向上の双方の観点から、総合的に検討された結果として様々な取組が導入・実践されており、こうした取組を推進することは重要であると考える。

③ 市区町村の国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度の担当部局間で口座情報を共有することにより、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、被保険者が新たな手続なく速やかに口座振替を開始できるようにする方策について

国民健康保険で普通徴収を選択し、口座振替により保険料を納付してきた者について、後期高齢者医療制度への移行時において、同一口座からの口座振替を手続なしに実施することは、主に次の点で課題があると考えられる。

- ・ 国民健康保険と後期高齢者医療制度では、納付義務者が異なる（国民健康保険：世帯主、後期高齢者医療制度：被保険者本人）ことに加えて、納付義務者と実際の納付者は同一でないことから、後期高齢者医療制度への移行時において、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の納付義務者と実際の納付者から同意を得る必要が生じるなど、市区町村における事務手続が煩雑になること
- ・ 口座振替の申込書の提出を省略する場合であっても、後期高齢者医療制度への移行時において口座振替を継続するためには、本人同意書の提出はなお必要であり、書面での手続が必要という点では、必ずしも被保険者の負担軽減は図れないこと。また、書類の不備等があった場合には被保険者本人にとっても負担が増えること